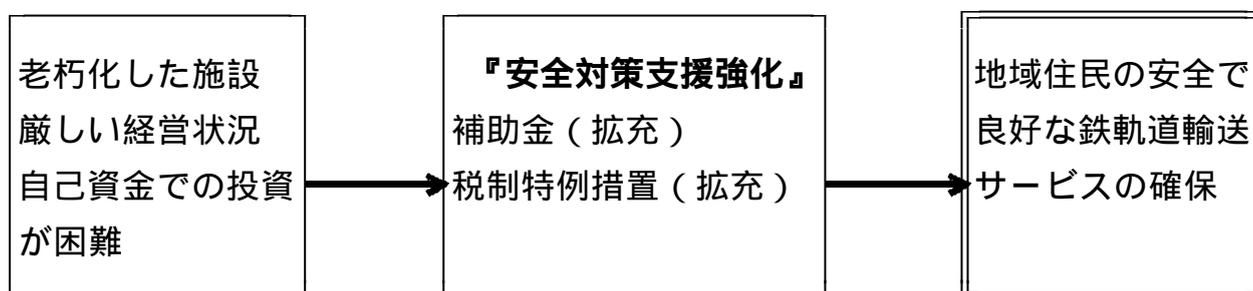


(7) 鉄道軌道近代化設備整備助成により取得した資産に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税）

内 容

厳しい経営状況にある地方中小鉄道については、安全性向上設備に対する投資を促進することにより、地域住民が安心して利用できる低廉で良好な鉄道輸送サービスを図る。

固定資産税：課税標準5年間1/4[現行1/2]（信号保安設備、保安通信設備、既存車両のうち安全の向上のために改良されたもの等）



【参考】鉄道軌道近代化設備整備費補助金（近代化補助）の概要

(1) 補助対象事業者及び補助対象経費

当該路線で経常損失を生じており、かつ、全事業で経常損失を生じている事業者又は固定資産経常利益率5%以下の事業者に対し、安全性向上関連設備等の近代化設備の整備に要した費用を補助する。

(2) 平成14年度予算における補助拡充の内容

自動列車停止装置（ATS）緊急整備

ATS未設置路線において、正面衝突防止に効果的な誤出発防止ATSを緊急に整備。

- ・補助率の嵩上げ：1/3 2/5

安全性緊急評価

地方中小鉄道の施設・車両の現状を総点検し、安全性の観点から評価。

- ・補助創設：補助率1/3